

職場のハラスメント防止措置義務化への対応は進んでいますか？

2020年6月1日にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行されました。中小企業については、2022年3月31日まではパワハラ防止措置は努力義務とされ、猶予期間が設けられていたところ、いよいよ2022年4月1日から義務化されます。

未対応という会社は、すぐにでも確認をしていきましょう。

一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)が実施した「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」(調査期間2021年9月7日~10月15日、会員企業400社から回答)によれば、5年前と比較した相談件数として、パワーハラスメントに関する相談件数は、「増えた」が44.0%と最も多くなっています。増加の理由として、「法施行に伴う社会の関心の高まり、相談窓口の周知の強化」などが挙げられています。

すでに施行済みである大企業の会員が多い経団連ですが、今後中小企業でも同様のことが予想されます。

本調査によれば、ハラスメント防止・対応の課題について、特に当てはまる上位3つとして、「コミュニケーション不足」(63.8%)、「世代間ギャップ、価値観の違い」(55.8%)、「ハラスメントへの理解不足(管理職)」(45.3%)が挙げられています。これらへの効果的な取り組み事例としては、ハラスメントに関する研修の実施、eラーニング実施、事案等の共有、コミュニケーションの活性化のための1on1ミーティングの実施、社内イベントの実施などが挙げられています。ぜひ参考にしてみてください。



【日本経済団体連合会「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」】

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/114.pdf>

コロナ禍で導入した制度を見直すのは今

昨年公益財団法人日本生産性本部が行った「第7回 働く人の意識調査」の結果によると、時差出勤をした人は15.1%(10月時点)となっています。2020年5月の初回調査でも16%でしたので、大きな変化は見られません。

コロナ禍における時差出勤は、人混みを避けることが大きな理由でしょう。日本ではコロナが沈静化傾向にあり、自社における効果を検証するにはよいタイミングかもしれません。また同調査では、テレワーク実施率は22.7%とのことです。様々な調査において「テレワークの効果があった」という回答がありますが、業務の効率が高まるというよりは、通勤のストレス・疲労がないことが一番大きな理由のようです。

一方で、社内のコミュニケーションや相談が困難・不便、長時間労働につながる、仕事と生活の境界があいまいになることによる過労など、テレワークのデメリットも指摘されはじめています。指示や相談が一度にできない、チャット等のツールを使うも個々の使い方や習熟度がバラバラで統率が取れない、全員で回していた仕事の一部の人の負担になってしまうなど、社員に聞けば改善すべき点もいろいろと出てくるでしょう。



コロナ禍で取組みを始めたさまざまな施策が、自社での業務効率として実際にはどうなのか、その効果や課題について一旦冷静に分析・判断すべきタイミングは、コロナが落ち着き、気持ち的にも新しい年を迎えた今なのではないでしょうか。

コロナ禍対応に限らず、会社の制度については、調整しながら運用することが重要です。一度導入したらそれきり、という事態は避けたいものです。

社員の働き方を管理する人の重要性はますます高まってきます。社員の意見を反映し、納得感を醸成しながら見直しを進めていきましょう。



【公益財団法人日本生産性本部「働く人の意識調査」】

<https://www.jpc-net.jp/research/detail/005529.html>

運転前後のアルコールチェックが義務化されます

一定台数以上の自動車を使用する事業所で選任する安全運転管理者には、運転前に、運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認することが義務付けられています。しかし、運転後に酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられていませんでした。

今年6月に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、安全運転管理者の行うべき業務として、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等が義務化されました。その内容は、令和4年4月1日施行と令和4年10月1日施行の2通りあります。

～ 令和4年4月1日施行の義務 ～

- ① 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ② 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよいとされています。

～ 令和4年10月1日施行の義務 ～

- ① 運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと。
- ② アルコール検知器を常時有効に保持すること。
アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとされています。また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものが含まれます。

【警察庁「安全運転管理者の業務の拡充についてポスター及びリーフレットを掲載しました。」】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/img/ankanleaflet.pdf>

知得情報！助成金情報

知得情報！助成金情報

～第120回 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金～

新型コロナの感染拡大が長期化し、変異株も出現する中で、医療機関等において、感染リスクのある職員の処遇改善、個人防護具確保、消毒実施、患者動線分離など、院内等の感染拡大を防ぐため、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに要した費用の支援を行います。

Q. いくら補助がでるの？

A. 以下の額を上限として実費を補助します。

病院 10万円／ 有床診療所(医科・歯科) 10万円／

無床診療所(以下・歯科) 8万円／ 薬局、訪問看護ステーション、助産所 6万円

Q. 申請手続きは？

A. 事業に要する費用が確定(物品であれば納品が完了し、費用が確定)したら、電子申請又は郵送にて令和4年1月31日までに申請書を提出します。電子申請の場合は、スマートフォンやタブレットからも申請が可能で、以下の電子申請フォームURLから申請可能です。 電子申請フォームURL ⇒ <https://iryo-shien.mhlw.go.jp/>

1月の主な税務と労務手続き

- 11日 ・源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 ※ ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和3年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
 ・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 31日 ・法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
 ・給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
 ・固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
 ・個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
 ・労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
 ・健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 ・健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 ・労働保険料納付<延納第3期分>
 ・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 ・外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
 ・固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
 ・本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

行列のできる 人事労務相談所

～ 新型コロナワクチン 追加接種(3回目接種)実施 ～

Q.新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)が実施されるそうですが、会社から従業員に呼びかけて強制的に接種させた方が良いでしょうか？

A. 新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)実施について、厚生労働省がお知らせしています。ワクチンの予防効果は時間の経過に伴い徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止および重症化予防の観点から、初回(1回目・2回目)接種を完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。3回目接種は、初回と同様、無料で受けられます。対象者は以下をすべて満たす方全員です。

- ・2回目接種を完了した日から、原則8カ月以上経過した方
- ・18歳以上の方
- ・日本国内での初回接種(1回目・2回目接種)または初回接種に相当する接種(海外や製薬メーカーの治験等での2回接種)が完了している方



接種を行う期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までの予定です。2回目の接種完了から原則8カ月以上後に接種できるよう、お住まいの市区町村から追加接種用の接種券等が送付されます。初回(1回目・2回目)接種時と同様、実施している医療機関や会場を探し、予約をします。なお、初回と同様に大学等での職域接種の実施も予定されています。

新型コロナワクチン接種を受けることは強制ではありません。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意志で接種を受けるものです。ですから、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりしてはいけません。厚生労働省では、ワクチン接種に関する情報提供ページを用意し、相談窓口も設置しています。不適切な取扱いのないよう、あらためて社内でルールを確認しておきましょう。

【厚生労働省「追加接種(3回目接種)についてのお知らせ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html

社会保険労務士法人SOPHIA

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
代表 松田法子
〒810-0074 福岡市中央区大手門
3-4-5-3F
TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131
URL: www.sr-sophia.com

編集後記 ～謹賀新年～

昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。前回お伝えしたとおり、今年は「過去の延長線上にない未来を創る好機到来！」だそうです。皆さまの素敵な未来を創るご支援ができるよう一層の努力をいたす所存ですので今年もよろしくお願い致します。

松田 法子

～給与計算をご依頼されているクライアントの皆さまへ～

時代はペーパーレス化。紙明細をネット配信に変えませんか？無料で変更可能です。詳しくは担当者まで！